

# 名家連ニュース

平成 24 年 6 月 21 日 (木)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀場洋二  
TEL/FAX(052) 411-2890 NO. 209 号

## 愛家連－基本法案骨子の修正案及び意見書提出



全福連（みんなねっと）から「こころの健康基本法案骨子」意見提出の要請があり、6月16日、愛家連は緊急会議を招集して対応を協議しました。法案骨子（未定稿）には「医療」が削除されており、私たちが進めてきた請願署名の趣旨と大きくかけ離れた内容となっており、法案骨子の修正と運動に対する意見を集約し、6月18日、全福連（みんなねっと）へ提出しました。修正案と意見書は「新法は、原則他の既存法に影響を直接及ぼさない」という法制局の見解に対し「既存の法律はこの基本法によって順次改正を行うものとする」という基本法の優位性を明確に指摘した上で「人権擁護」「保健・医療・福祉対策」「訪問型の医療・福祉サービス（アウトリーチ）の創設」及び教育現場を含めた「国民的な普及啓発の必要性」を追加・修正する内容になっています。

## 名家連－基本法制定の運動に対する意見書提出

6月18日の役員会において、事業計画を進めるための役割分担を決めました。引き続き本年も、身近な生活問題及び親亡き後問題の議論を活性化していきます。7月15日の代表者会議へ皆さんの声を届け、一緒に考えていきましょう♪

また、愛家連でまとめた「法案骨子修正案と意見書」に賛同し、名家連としても、この問題に係ってきた「こころの健康構想実現会議」に、この間の経緯に対する意見書を提出することにしました。

実現会議の見解を確かめるとともに、愛家連、全福連（みんなねっと）と協働し、より良い基本法の制定に向けて、最善の努力を傾注していくことを確認しました。

### こころの健康構想実現会議に提出した意見書の要旨

請願項目を勝手に変えたことは、署名に応じた72万人の方々に対する背信行為であり、社会的に通用するものではありません。次の3点を提案します。

1. 法案骨子を、推進ニュース等に掲載し、周知・広報に努めること
2. 討議の時間を保障するとともに家族会の意見を尊重すること  
（他の団体からの意見も拝聴すること）
3. 修正案がどの程度反映された法案になるのか、そのうえで法案の是非も含めて関係者・各団体で判断する場を必ず設けること



【日時】平成24年7月3日(火)午後2時～5時  
【会場】熱田区文化小劇場  
ACT-K主宰 高木俊介Dr 講演会

愛家連事務所へ申し込みを！(FAX) 265-9211  
声をかけ 誘い合って 参加しましょう！